

別紙 管理番号 99「届出様式等における性別記載欄の削除」回答

【市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書、市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書】

市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書、市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書については、地方税法附則第7条の第3項1号及び第10項第1号の規定に基づき、当該申告特例の求めを行う者の氏名、住所、性別及び生年月日を記載することとされている。

ご提案の内容については、ご指摘のとおり対応することも含め、令和4年度税制改正において議論の上、検討してまいりたい。

【国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）、介護保険負担限度額認定申請書、介護保険負担限度額認定証再交付申請書】

国民健康保険特定疾病療養受療証及び国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）について、保険者から認定を受けた被保険者は、保険医療機関等の窓口において被保険者証とあわせて当該証を提示することで、認定を受けていることの確認を受けることができる。当該証を提示した者が、当該被保険者であることの確認ができるよう、被保険者証と同様の記載事項を設けているところである。

その上で、当該証を含む各種の証の性別表記については、「被保険者証の性別表記について」（平成24年9月21日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）及び「被保険者証の性別表記について」（平成24年12月6日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）において「やむを得ない理由があると保険者が判断した場合は、裏面を含む証全体として、戸籍上の性別が保険医療機関等で容易に確認できるよう配慮すれば、保険者の判断によって性別の表記方法を工夫しても差し支えない」旨などお示ししており、各保険者の判断で適切に運用していただくこととしている。

【小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書、小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書】

令和3年7月にとりまとめられた「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」（厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会・社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会（合同開催））において、「医療費助成の申請書類等への「性別」の記載については、廃止する」ことが適当であるとされたところである。これを踏まえ、省令・通知改正等の必要な作業を進める予定である。

#### 【年金手帳再交付申請書】

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)により国民年金法(昭和34年法律第141号)が改正され、令和4年4月1日に国民年金手帳に関する規定が廃止されることに伴い、同日以降は、国民年金手帳に代えて、基礎年金番号が確認できる書類として基礎年金番号通知書を作成及び交付することとしており、当該通知書の再交付申請においては「性別」の記載は要しないこととする。

#### 【経営所得安定対策等交付金交付申請書】

経営所得安定対策等交付金交付申請書においては、電話による本人確認の機会もあり、その際の申請者の本人確認事項の一つとして性別記載欄を活用しているところであるが、令和4年度から性別記載欄は削除する方向で検討してまいりたい。

#### 【農業者年金農業者老齢年金裁定請求書、新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書】

新農業者年金の老齢年金は、自ら積み立てた保険料とその運用収入により年金額が決まる積立方式の年金制度である。

被保険者が自ら積み立てた保険料を適切に年金として受給権者へ還元しつつ、将来にわたって、年金財政の均衡を保つため、老齢年金の額は、裁定時(原則65歳)に、①納付された保険料とその運用収入の総額(年金原資)を、②年金現価率(予定利率と年金受給権者の生存・死亡の状況を見込むための予定死亡率から算定)で除して算定することとしている。

年金現価率は、平均余命の違いにより男女で異なる予定死亡率を勘案して男女別々に算定しているところであり、積み立てられた保険料を適切に還元等できる年金額を算定するために、裁定請求書へ男女を明記いただく必要がある。

なお、旧農業者年金の老齢年金は、新農業者年金とは異なり賦課方式を採用していた制度であり、制度上、男女による差がないことから、性別欄において男女の選択肢をなくすなどを検討してまいりたい。

#### 【借地権申告書、権利変動届出書】

土地区画整理法施行規則に基づく借地権申告書及び権利変動届出書においては、土地区画整理審議会の委員の選挙人名簿の作成にあたり、借地権者の性別を把握する趣旨から性別欄を設けているところであるが、ご提案も踏まえ、今後、対応の検討を進めてまいりたい。

(別紙)

## 都道府県漁業調整規則の認可の基準

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 57 条第 6 項及び第 119 条第 7 項並びに水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 4 条第 6 項の規定に基づく農林水産大臣の認可は、下記の基準を満たす申請に対して行うものとする。

### 記

1. 漁業生産力の適正な発展に支障を及ぼすものではないと認められるもの。
2. 当該申請に係る都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産資源の保存及び管理、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決並びに水産資源の保護培養の観点において支障がないと認められるもの。
3. 不当に義務を課し、又は権利を制限すると認められる規定を有しないもの。
4. 漁業取締り及び水産資源の保護培養の実効性を考慮したものであるもの。
5. 漁業法、水産資源保護法又はこれらの法律に基づく命令の規定に適合しないと認められる規定を有せず、かつ、それらの文言との関係で解釈について疑義が生じない明確なもの。

＜補足資料＞

管理番号 99「届出様式等における性別記載欄の削除」（明石市）

**【市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書、市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書】**

市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書及び市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書は、氏名や住所、生年月日の記載を求めており、加えて、申告特例申請書は個人番号も記載するため、個人の特定は容易であることから、性別記載欄は不要と考える。

**【国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）、介護保険負担限度額認定申請書、介護保険負担限度額認定証再交付申請書】**

医療や介護においては、性別に由来する特有の疾患や診療行為等があることから、被保険者の性別を確認するため被保険者証に性別を記載する代わりに、通知のとおり表記方法を工夫することは有効な手段と理解している。

このたび見直しを提案する国民健康保険特定疾病療養受療証及び国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）等は、性別が記載されている被保険者証に添えて医療機関等の窓口に提出する書類であり、性別確認は被保険者証で可能である。また、認定証等を提示した者が当該被保険者であることは、認定証等に記載されている被保険者番号や氏名、生年月日等によって確認できるため、認定証等に性別記載欄は不要と考える。

**【小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書、小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書】**

小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書及び小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書については、令和3年7月に関係審議会において取りまとめられた「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」のとおり、早期実現に向けた着実な取組をお願いしたい。

**【年金手帳再交付申請書】**

年金手帳再交付申請書については、ご回答のとおり着実な取組をお願いしたい。

#### **【経営所得安定対策等交付金交付申請書】**

経営所得安定対策等交付金交付申請書については、申請書に記載する氏名や住所、生年月日によって本人確認が可能と考えるため、ご回答のとおり、令和4年度からの廃止に向けて着実な対応をお願いしたい。

#### **【農業者年金農業者老齢年金裁定請求書、新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書】**

旧農業者年金の老齢年金においては、業務上性別を把握する必要がなく、また、農業者年金農業者老齢年金裁定請求書に記載する農業者年金被保険者証の記号番号や氏名、住所、生年月日によって本人確認が可能であることから、裁定請求書に性別記載欄は不要と考える。

新農業者年金の老齢年金算定請求は、基金は、加入時に提出する農業年金通常加入申込書兼通常加入への変更申出書等から性別を把握しており、算定時に性別によって異なる予定死亡率を勘案するためにはその保有データから性別を確認できるため、裁定請求書に性別記載欄は不要と考える。

#### **【借地権申告書、権利変動届出書】**

借地権申告書や権利変動届出書について、土地区画整理法第74条に基づき、施行者等は登記所や官公署長に対し、無償で必要な簿書の閲覧や謄写、その謄本等の交付を求めることができる。実務上も、申請や届出内容の確認のために住民票の写しの交付を受けていることから、選挙人名簿の作成は可能であり、申告書等に性別記載欄は不要と考える。

【平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産省事務次官通知 3 法第3条第2項第1号(4)】※該当部分は下線部

一般に、耕作又は養畜の事業を行う者が所有権以外の権原に基づいてその事業に供している農地等につき当該事業を行う者又はその世帯員等以外の者が所有権を取得しようとする場合には、当該農地等は所有権を取得しようとする者及びその世帯員等の法第3条第2項第1号の「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地」に該当する。この場合において、当該農地等で耕作又は養畜の事業を行う者が第三者に対抗することができる権利に基づいてその事業を行っているときであっても、許可の申請の時に所有権を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、①及び②に該当する場合には、不許可の例外となる。

① 許可の申請の際現にその者又はその世帯員等が耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

② その土地についての所有権以外の権原の存続期間の満了その他の事由によりその者又はその世帯員等がその土地を自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となる時期が明らかであり、可能となった場合において、これらの者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

①及び②の判断については、「許可の申請の時に所有権を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等」には、今後確保する見込みの機械、労働力等は含まれず、許可の申請の時に現に所有しているもので判断する。

また、②について判断する際には、所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者に対し、当該農地等での耕作又は養畜の事業の継続の意向を確認するものとする。

なお、その際、その農地等の所有権を取得しようとする者又はその世帯員等が自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となる時期が、許可の申請の時から1年以上先である場合には、所有権の取得を認めないことが適当である。

ただし、農地所有適格法人に使用及び収益を目的とする権利が設定されている農地等について、当該法人の構成員にその所有権を移転しようとする場合にあっては、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められるときに限り、当該構成員が自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となる時期に関わらず、所有権の取得を認めることができるものとする。

別紙 管理番号 99「届出様式等における性別記載欄の削除」二次回答

【市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書、市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書】

ふるさと納税に係る申告特例関連の2様式については、性別欄の削除について、令和4年度税制改正において対応することを検討している。

【国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）、介護保険負担限度額認定申請書、介護保険負担限度額認定証再交付申請書】

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）において、国民健康保険特定疾病療養受療証及び国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証（以下「受療証等」という。）は保険医療機関等の窓口において被保険者証に添えて提出しなければならないこととされており、被保険者の性別については、被保険者証の記載内容をもって確認することができる。

また、受療証等を提示した者が国民健康保険の被保険者であることの確認は、性別欄以外の受療証等の被保険者記号・番号、氏名、生年月日を被保険者証と照合することで可能である。

以上を踏まえ、受療証等の性別欄については削除することとし、省令改正等の必要な作業を進めて参りたい。（介護保険関係の認定証等についても同様。）

【小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書、小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書】

令和3年7月にとりまとめられた「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」（厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会・社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会（合同開催））において、「医療費助成の申請書類等への「性別」の記載については、廃止する」ことが適当であるとされたところである。これを踏まえ、省令・通知改正等の必要な作業を進める予定である。

【年金手帳再交付申請書】

令和3年6月30日に国民年金法施行規則を改正し、令和4年4月1日以降の基礎年金番号通知書に係る再交付申請においては「性別」の記載を要しないことといたしました（令和4年4月1日施行）。

**【経営所得安定対策等交付金交付申請書】**

経営所得安定対策等交付金交付申請書においては、電話による本人確認の機会もあり、その際の申請者の本人確認事項の一つとして性別記載欄を活用しているところであるが、令和4年度から性別記載欄は削除する。

**【農業者年金農業者老齢年金裁定請求書、新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書】**

〈旧農業者年金〉

新農業者年金は、男女の平均余命に応じて年金給付を行っているところであるが、その平均余命は、厚生労働省が策定する完全生命表を旧農業者年金を含む農業者年金の受給権者（男女別）の死亡年齢データにより補正して農業者の平均余命を策定しているところであり、旧農業者年金における裁定請求書の性別記載欄は必要である。

なお、第1次回答のとおり、性的マイノリティの方の人権に配慮する観点から、性別欄において男女の選択肢をなくすなどを検討してまいりたい。

〈新農業者年金〉

新農業者年金において、加入申込み後に性別の取扱いの変更に係る家庭裁判所への審判の申し立てによって、戸籍上の性別が変更される場合も想定され、裁定請求時の性別を確認する必要があるため、裁定請求書の性別記載欄は必要である。

**【借地権申告書、権利変動届出書】**

土地区画整理法施行規則に基づく借地権申告書及び権利変動届出書においては、土地区画整理審議会の委員の選挙人名簿の作成にあたり、借地権者の性別を把握する趣旨から性別欄を設けているところであるが、ご提案を踏まえ、借地権申告書及び権利変動届出書から性別記載欄は削除する方向で検討してまいりたい。